年金機構けんぽからのお知らせ (第 562 号) 7.3.7

令和7年度健康保険料率・介護保険料率の決定について

日頃は健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

先般、令和7年2月18日開催の第43回組合会において、令和7年度の健康保険及び介護保険の保険料率を改定することとなりましたのでお知らせいたします。健康保険料率は2.0%引き上げし100.0%、また、介護保険料率は1.8%引き下げし16.0%に決定されました。

詳細は以下のとおりとなります。

令和7年度の保険料率

保険料率		令和6年度			令和 7 年度		
		事業主	被保険者	合 計	事業主	被保険者	合 計
		負担分	負担分 口 前		負担分	負担分	
	健康保険料率	49.00‰	49.00‰	98.00‰	50.00‰	50.00‰	100.00‰
	一般保険料率	48.425‰	48.425‰	96.850‰	49.405‰	49.405‰	98.810‰
内	基本保険料率	29.333‰	29.333‰	58.666‰	29.144‰	29.144‰	58.288‰
訳	特定保険料率	19.092‰	19.092‰	38.184‰	20.261‰	20.261‰	40.522‰
	調整保険料率	0.575‰	0.575‰	1.150‰	0.595‰	0.595‰	1.190‰
		<u> </u>					

介護保険料率 8.90‰	8.90% 17.80%	8.00‰ 8.00‰	16.00‰
---------------------	--------------	-------------	--------

- ※令和7年3月分(任意継続被保険者は令和7年4月分)の保険料から適用されます。
- ○一般保険料は、基本保険料と特定保険料に区分されます。 基本保険料は、保険給付、保健事業等の費用に充てるための保険料です。 特定保険料は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等に充てるための保険料です。
- ○調整保険料は、健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金交付事業、組合財政支援交付金交付事業に要する費用に充てるための保険料です。
- 一般の被保険者の保険料額は、「健康・介護保険標準報酬月額別保険料額表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の保険料については、「任意継続被保険者前納保険料早見表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額は、300千円です。(けんぽのお知らせ第559号参照)

照 会 先 日本年金機構健康保険組合

- ○保険料率の決定に関すること 電話番号 03-5216-3221 (総務課 遠藤・星)
- ○保険料額表に関すること電話番号 03-5216-3223 (業務課 鈴木・村山)

(12 時~13 時は担当不在により回答できない場合があります。)